

第3回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和5年8月10日 (木) 午後1時30分～午後2時02分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	飛鳥委員	森理恵委員	中村委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員	保土澤委員	金淵委員
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員	小山内委員	
【事務局】	井嶋青森労働局長	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官	
	長尾事務官					

4 開会

(事務局)

それでは定刻になりましたので、ただ今より令和5年度第3回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、小野委員がご都合により欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、4名の傍聴の申し込みがあり、会場に入室していることをご報告いたします。

本日の審議会では、青森県最低賃金の改正決定についてご審議いただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長、よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それでは早速議事に入りたいと思います。

まず、議題の1ですが、青森県最低賃金専門部会、部会長報告。

まず、青森県最低賃金の改正に関する専門部会の審議が終了いたしましたので、報告をしてまいります。会長である私が部会長でもありますので、森部会長代理から報告をお願いいたします。

(森部会長代理)

青森県最低賃金の改正決定に関する報告をいたします。

当専門分会は、令和5年7月5日、青森地方最低賃金審議会において、付託された青森県最低賃金の改正決定について慎重に調査、審議を重ねた結果、お手元の別紙1のとおり結論に達したので報告いたします。

本結論は、地域別最低賃金の地域間格差の是正に配慮した結果であり、これが県内事業者の人手不足の解消や有意な人材の確保につながることを期待しております。

青森県最低賃金、別紙の第4項ですが、前号の労働者に係る最低賃金額は、1時間8

98円に決定いたしました。

併せて、本報告にあたって中小企業、小規模事業者の賃上げに関する環境整備として、政府に対し以下の2点を要望いたします。

- 1 業務改善助成金の拡充等の効果的な支援策を講じると共に、その支援策が県内の中小企業、小規模事業者に広く行き届くよう、きめ細かな周知を行うこと。
- 2 県内の中小企業、小規模事業者の労務費等の上昇分が適切に転嫁されるよう、発注者の誠実な価格交渉を促進する等の実効ある取組を行うこと。

以上であります。

(石岡会長)

ありがとうございます。今の専門部会の報告につきまして、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただ今、森部会長代理から報告がありましたとおり、専門部会の意見が出されました。

ただし、これは委員の間で意見が分かれたもので、残念ながら全会一致ということではなく、最終的に採決という形を採らざるを得なかったものであります。

そこで、本審議会におきまして専門部会の審議結果を本審の決定とすることについてお諮りをいたしたいと思いますが、これはやはり採決ということになりましょうか。

(小山田委員)

採決でお願いいたします。

(石岡会長)

はい、分かりました。それでは採決をいたしたいと思います。

この専門部会の審議結果に賛成の方、挙手をお願いいたします。

9名ですね。ありがとうございます。

では反対の方、挙手をお願いします。

4名ですね。ありがとうございます。

採決の結果、賛成が9名、反対が4名ということで、最低賃金審議会令第5条3項におきまして、審議会の議事は会議に出席したものの過半数を持って決し、可否同数の時は会長の決を採るとされておりますので、青森県最低賃金は専門部会の審議結果のとおり、本審として決定することといたします。

(事務局)

答申の案につきまして、配付させていただきたいと思います。

(石岡会長)

ただ今、事務局から配付されました答申文の案についてご確認いただきたいと思えます。

改正の内容、それから今年はですね、第3段落にありますように、併せて政府に対する要望というものを2点加えております。特に中小、零細事業者のためにですね、賃上げに関する環境整備としてこういったことを要望するということを載せております。

今の要望の点も含めまして、この案について何かご意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この答申文をもちまして答申することといたします。

(事務局)

それでは答申に移らせていただきます。

青森地方最低賃金審議会の石岡会長より、井嶋青森労働局長に対して答申文を手交願います。

(石岡会長が答申文を読み上げて、井嶋労働局長へ答申文を手交)

青森労働局長 井嶋 俊幸 殿

青森地方最低賃金審議会 会長 石岡 隆司

青森県最低賃金の改正決定について報告します。

当審議会は、令和5年7月5日、青森地方最低賃金審議会より付託された青森県最低賃金の改定結果について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本結論は、地域別最低賃金の地域間格差の是正に配慮した結果であり、これが県内事業者の人手不足の解消や有意な人材の確保につながることを期待します。

(事務局)

答申に至った経緯につきまして、石岡会長からお願いいたします。

(石岡会長)

答申の内容について、一言申し上げます。

この度、青森県最低賃金を45円引き上げて898円とすることに決定し、答申をいたしました。

この間、5回にわたって専門部会を開催し、各種指標や最新の経済雇用状況等、地域の実情を踏まえて適正な金額について議論を交わしてきたところでございます。

しかしながら、審議におきましては労働者代表、使用者代表の主張を考慮しつつ、専門部会として一致点を取りまとめるべく努力をしてきたのですが、一定の歩み寄りはある

ったものの主張の隔たりは大きく、残念ながら最終的な合意はできませんでした。

そこで、公益委員として県内を取り巻く経済情勢や労働環境の実情等を踏まえて、中央最低賃金審議会の答申を参考としつつ、諸般の事情を総合的に勘案して公益委員としての見解を表明することとしたわけであります。

この金額の決定にあたりましては、全国の審議会の議論の状況、さらには本県の状況、特に人材流出が止まらない、特に若年労働者の県外への流出というのもかなり大きな数字として出ております。こういった状況を踏まえて、本県として中央への人材流出を防ぐためにも、優秀な人材を確保するためにも、やはり賃金の底上げが必要なのではないかということ強く感じております。

以前と比べまして中央との賃金格差というのは開く一方です。最近、少し詰めつつはあったんですが、またこれも、今のままでは開く一方だということで、どこかでこれを詰めないことには地域間格差はなくならないと、埋まらないというふうなことで、今回のような見解を出しました。

これがですね県内企業者の人手不足の解消や有意な人材の確保につながることを期待したいと思っております。

これまでの各審議会の委員におかれましては、特にこの暑い中、丁寧な審議をいただきまして深く感謝申し上げます。

また県民の皆様におかれましては、そのような状況に鑑みての結論であるということにつき、是非ご理解・ご協力をいただきたいと思いますと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

石岡会長、ありがとうございました。

以上をもちまして答申を終了させていただきます。

続きまして、井嶋局長よりお礼の挨拶を申し上げます。

(局長)

一言、ご挨拶を申し上げます。

石岡会長はじめ公労使の各委員の皆様におかれましては、本年の地域別最低賃金改正審議につきまして、専門部会、本審を通じまして精力的に御審議を賜り、誠にありがとうございました。

委員の皆様のご尽力の下、本日、答申をいただくことができました。

今年度の最低賃金の改正審議につきましては、エネルギーコスト、原材料費の高騰等による企業活動への影響、一方では急激な物価上昇による労働者への生活への影響について、例年にも増して、精緻な見極めが求められる中、慎重な審議を尽くしていただき、深く感謝申し上げます。

今回、いただきました答申につきましては、今後、異議申出期間を置きまして改正決定の手続きを進めることとなりますが、この改正される青森県最低賃金の適用に当たり

ましては、青森労働局をあげて周知を行うとともに、労使団体、各市町村の皆様方にも御協力をいただきながら、周知に努めてまいりたいと思います。

また、本答申において中小企業、小規模事業者への賃上げに関する環境整備について2点ご要望をいただきました。

業務改善助成金の拡充等の効果的な支援策の実施や労務費等の上昇分の転嫁への取り組みにつきましては、厚生労働省へも伝えるとともに、青森労働局としては、現行の助成金制度についてきめ細やかな周知を実施し、さらに発注者への価格転嫁等について関係機関、団体にも働きかけを行ってまいりたいと存じます。

今後とも最低賃金制度の円滑な利用に向けて、引き続きご審議を賜りますようお願い申し上げます。私からのお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

局長の挨拶がありましたが、事務局から、ただ今、答申いただきました青森県最低賃金の、今後の手続きについてご説明を申し上げたいと思います。

異議の申出の公示につきまして、本日8月10日から8月25日までの間行うことといたします。それまでの間に異議の申出がありました場合には、審議会を開催し、異議の申出についてご審議をいただくこととなります。

この開催日につきまして、8月29日火曜日、午前10時30分からを予定しているところでございます。

なお、金額の改正でございますので、官報の公示が必要となり、最短で9月7日に官報公示となり、発効予定日は令和5年10月7日ということとなります。

以上、事務局から事務的手続きの説明でございます。

(石岡会長)

はい、ありがとうございます。

他に皆様方から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは以上で青森県最低賃金の改正決定に関する審議を終了いたします。

続きまして産業別最低賃金についての審議をいたしますが、ここで少し休憩を入れたいと思います。5分程度休憩を入れたいと思っております。

～休憩～

(石岡会長)

はい、それでは皆さんお揃いであれば再開いたしましょうかね。

では次の議題の青森県産業別最低賃金の改正決定の申出について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局でございます。詳細につきましては諮問の後に説明をさせていただく予定としておりますけれども、産別の4業種につきまして、本年7月31日に申出書の提出がございまして、申出の要件を満たしていることから、これを受理しておりますことをご報告いたします。

(事務局)

それでは、ここで産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、井嶋局長より石岡会長に対しまして諮問をさせていただきます。

(井嶋労働局長が、諮問文を読み上げて、石岡会長へ手交)

青森地方最低賃金審議会会長、石岡 隆司 殿

青森局長 井嶋 俊幸

青森県特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問

令和5年7月31日付けをもって、申出代表者、日本基幹産業労働組合連合会青森県本部委員長、鈴木久雄ほか3者が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき下記4業種の産業別賃金改定決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、必要性の有無について貴会の意見を求める。

- 1 青森県鉄工業最低賃金 平成20年青森労働局最低賃金公示第2号
- 2 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械製造業最低賃金 平成20年青森労働局最低賃金公示第3号
- 3 青森県各種商品小売業最低賃金 平成20年青森労働局最低賃金公示第4号
- 4 青森県自動車小売業最低賃金 平成20年青森労働局最低賃金公示第5号

(事務局)

諮問の写しを各委員のお手元にお配りしますので、よろしく願いいたします。

(石岡会長)

それでは産業別最低賃金改正について、関連するものを一括して事務局から説明してください。

(事務局)

事務局から説明をさせていただきます。

まず、はじめに産業別最低賃金の改正決定の手続についてご説明をいたします。お配りしている資料の別冊資料がございまして、これをめくっていただいて1ページ目をご覧くださいと思います。

フローチャートがございまして、1の申出の意向表明からスタートし、11の

効力発生までの主な産別最低賃金の決定の流れについて記しているものでございます。

産業別最低賃金の決定等に関しましては、その必要性の有無と改定等につきまして2段階に渡って審議会の調査審議を経ることを必要とするとなっているところでございます。

続きまして審議日程でございますけれども、おめくりいただきまして2ページ目になります。日程案をお示しめししているところでございます。これは前回も本審議会において提出したものと一緒でございますので、改めてご確認いただければと思います。

続きまして申出の状況でございます。これは会議次第に付いているものの中にとり込みしておりますけれども、これの3ページ目のところに申出の状況がっておりますので、ご覧いただければと思います。

4ページ目以降から、各産別の方からの申出書が提出されているものでございます。表の方3ページ目にそのものの取りまとめた表をつけています。

申出書の審査にあたりましては、適用労働者数に対する申出労働者数につきまして、各業種の3分の1を超えていること、改正決定の申出が必要な形式要件を具備していることを審査の上、正式受理していますことを、改めてご報告いたします。

続きまして検討小委員会と産別専門部会の具体的手続きについてお話いたします。

はじめに検討小委員会でありますけれども、また改めまして別冊の資料に戻っていただきまして、そちらの3ページ目のところをお開きいただければと思います。

昨年度の検討小委員会の名簿を付けさせていただいているところでございます。

今年度も同様をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして検討小委員会では、申出人と参考人から意見聴取を行うこととあるわけですが、別冊の資料のめくっていただいて4ページ目でございます。こちらには昨年度の申出人、参考人のものを付けさせていただいたところでございます。昨年度、このような方々をお願いをしていたところでございます。

戻っていただいて、この資料の2ページ目の日程案について御覧いただければと思います。今年度につきましては、9月6日と9月12日に、それぞれ検討小委員会を行う予定としているところでございますので、労使各側におかれましては、申出人または参考人についてご推薦いただきまして、事務局のお願いになりますけれども、今月18日までに事務局からメールでご連絡を改めていただきますよう、お願いいたします。

なお、今年度、検討小委員会意見聴取の日程は、この別冊資料の6ページ目をめくっていただければと思います。

9月6日に各種商品、自動車小売業、12日鉄鋼業、電気ということで、時間帯についてはそれぞれ記しておりますが、このようなスケジュールで進める予定しているところでございます。

推薦いただいた申出人、参考人に事務局から産業別最低賃金意見聴取名簿をお送りしまして、8月25日までに作成提出をお願いする予定としているところでございます。必要性が有りとなされた場合、専門部会の設置開催につきましては、これも別冊の5ページ目のところに昨年度の産別委員の名簿を付けさせていただいておりますけれども、こ

のような形になろうかと思いますが、今年度も日程を組む予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

正式には必要性有りの答申の場合、委員推薦の公示を行いまして、公示した旨のお知らせを各団体に送付することになります。例年と同様になりますけれども、今年は最初の専門部会は9月29日になっており、日程に余裕がないことから、準備のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(石岡会長)

今までのところで何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。

それではただ今、青森労働局長から諮問をいただきましたので、例年どおり産別について検討小委員会というのを設けまして、まずは必要性の有無について審議を進めることといたします。

この検討小委員会の委員の選任を行いたいと思います。公益委員につきましては、私の他に森 宏之委員、それから森 理恵委員を指名させていただきます。

労使の委員はいかがでしょうか。

(赤間委員)

労側は、そのまま昨年と同じです。

(石岡会長)

はい、では労働者側は、赤間委員と秋田谷委員と野坂委員ですかね。

使用者側は、どういたしましょうか。

(小山田委員)

私、小山田と田中、藤井委員で。

(石岡会長)

3人でやられるんですね。

(小山田委員)

あと小野委員と小山内委員、こちらになります。

(石岡会長)

では5人の委員、全員を一応指名した上で、各々産別で振り分けるということでしょうかね。

分かりました。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは指名された委員の方々につきましては、よろしくお願ひいたします。

その他、日程などについて何か質問等ございますか。

特によろしいでしょうか。

では、そういうことで進めたいと思います。

その他に何か、委員の皆さんから何かありますか。

特にございませんかね。

事務局の方から何かありますか。

(事務局)

特にございません。

(石岡会長)

ということであれば、本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。